

令和3年度 第1回豊川市障害者地域自立支援協議会全体会議事録

日 時：令和3年7月21日（水）10時00分から11時30分まで

会 場：ウィズ豊川 視聴覚室

出席者：9機関

豊川市障害者（児）団体連絡協議会

豊川市民生委員児童委員協議会

地域アドバイザー（東三河南部圏域）

愛知県立豊川特別支援学校

愛知県豊川保健所

社会福祉法人豊川市社会福祉協議会

豊川市子ども健康部

豊川市教育委員会

豊川市福祉部

欠席者：3機関

豊川市医師会

豊川公共職業安定所

愛知県立宝陵高等学校

事務局

豊川市福祉部福祉課

社会福祉法人豊川市社会福祉協議会 豊川市障害者相談支援センター

社会福祉法人としなが福祉会

社会福祉法人アパティア福祉会

特定非営利活動法人メンタルネットとよかわ

社会福祉法人愛知県厚生事業団

社会福祉法人若竹荘

株式会社ほっとケアネット

社会福祉法人明世会

社会福祉法人清源会

<会長>

本日はお忙しい中、令和3年度第1回豊川市障害者地域自立支援協議会にご出席していただきまして、ありがとうございます。本日は各部会の報告など多々ございますので、早速

ですが、会議を進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

始めに、委員の任期は来年の6月末までとなっておりますが、所属機関の人事異動等によりまして、新たな委員としてご参加いただいている方もおります。今年度第1回目でもありますので、ご所属とお名前だけの簡単な形で自己紹介をお願いしたいと思います。

《委員自己紹介》

<会長>

それでは、次第に沿って議事を進めて参りたいと思います。議長は、豊川市障害者地域自立支援協議会設置要綱第8条第4項により会長が務めるということになっておりますので、引き続き私が進めさせていただきます。

設置要綱第6条第2項により、委員の過半数以上の出席がありますので、成立していることも併せてご報告しておきます。

それでは議題に入らせていただきますが、報告事項についての進行は副会長をお願いいたします。

<副会長>

はい。この会は、報告事項の進行は慣例により副会長が進めるということで仰せついておりますので、順次進めてまいりたいと思います。

それでは、議題2の豊川市障害者地域自立支援協議会運営委員会委員長から概要の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

<運営委員長>

よろしくお願いいたします。運営委員会委員長から概略ということで、まずは口頭で説明させていただきます。6月30日に行われました運営委員会では、福祉課および各専門部会から報告を行い、意見交換を行いました。

福祉課からは「第6期豊川市障害福祉支援計画」、「第2期障害児福祉支援計画」について。それと、計画相談実績について。障害者虐待通報件数などについて。地域生活支援拠点等について。以上4点について報告されました。このうち障害者虐待に関しては、虐待として認定することの難しさや、新規事業所参入による不適切な支援の増加について報告がされました。

また、高齢介護の分野では、老障介護の中で生じる高齢者虐待、8050問題についても意見が挙げられ、障害福祉分野と介護分野との連携の必要性が改めて確認されました。

次に、専門部会は、就労部会、こども部会、人材育成プロジェクト、医療的ケア部会から令和3年度の活動計画について報告がされました。それぞれの部会の具体的な内容については、事務局から各担当が報告させていただきます。

概要としましては以上です。

<副会長>

ありがとうございます。では、順番に進めてまいりたいと思います。本日の進め方につきましては、議題の2及び3の報告事項をまとめて報告をしてもらった後で、意見交換の時間としたいと思っております。この会は、昨年は、第1回、第2回とも書面開催でした。それから遡りまして、令和元年度の第2回が書面開催でした。委員の皆さんは、久しぶりに出られる方や、初めて出られる方もお見えになります。対面での開催がほぼ2年ぶりとなりますので、なかなか流れがつかみにくいところがあるかと思いますが、まずは報告事項を聞いていただいて、最後にまとめてご意見をいただきたいと思っております。

本日の会議の終了を、11時30分ごろを目安に進めてまいりたいと思っております。ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議題2の報告事項につきまして、事務局から順次ご説明をお願いいたします。

<事務局>

先ほど運営委員会委員長より、第1回運営委員会について説明をしていただきましたが、改めて豊川市障害者地域自立支援協議会についても少し説明をした後に、各部会から説明をさせていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

資料の中に、「豊川市障害者地域自立支援協議会 組織図」はありますでしょうか。今日は、A3判の組織図の半分から上の部分を用いて説明したいと思っております。

一番上に「障害者地域自立支援協議会とは」と掲げています。障害のある人が障害のない人と共に暮らせる地域をつくるため、障害福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための会議です。真ん中より上、左下に、「課題抽出」と書いてあるところがあります。個別のケース対応から考える豊川市の地域課題を抽出し、その課題を事務局そして運営委員会において、課題の整理、課題解決に向けた協議を行っております。整備された地域課題を大きく分けていくと、10の項目に分けられます。福祉サービスの質と量、人材確保に向けて、障害のあるお子さんに関する課題、防災のこと、精神障害のある方が安心して生活できる地域づくり。いくつか課題が上がっております。その課題に対して、専門的に取り組んでいく部会を、専門部会と位置付けてさせていただいております。今年度はこの豊川市障害者地域自立支援協議会の中で、4つの課題に対して4つの専門部会で取り組んでいる状況です。そこが、点線の枠の右の方に「地域課題に対して専門的に取り組む専門部会」と書かれています。障害のある方の就労に関する地域課題に対して「就労部会」。障害のあるお子さんに関して、特に福祉サービス、教育、医療との連携も含めて検討している「こども部会」。サービスの質と量、人材確保、人材育成に関して取り組んでいる「人材育成プロジェクト」。医療的ケアのあるお子さん、18歳以上の方も含めての地域課題に対して取り組んでいる「医療的ケア部会」。この4つで今年度、課題に対して取り組んでいます。

今回の第1回全体会では、今年度の各専門部会の計画や取組みについてご報告させていただきます。今年度にかけて各専門部会を中心に課題に対して取り組みつつ、運営委員会にて委員の皆様からご意見をいただきながら、進めていく予定となっています。各専門部会の取り組みの結果、新たな施策や事業として提携していく場として、この全体会を位置付けています。そして、予算化が必要な事案に対しても全体会で協議した上、市へ提言していきたいと思っています。

まずは、各専門部会の今年度の活動計画について順次説明していければと思っております。まずは「就労部会」から、よろしくお願いします。

就労部会について説明させていただきます。資料をご覧ください。

令和3年度の活動計画ということで、就労部会では「就労支援のための仕組みづくり」を目的に取り組んでいます。年間予定としては、一番の下の表にありますように「就労部会」を年2回。その就労部会で取り上げた課題について、具体的に協議する「就労支援連絡会」を月1回開催させていただいております。今年度につきましては、重点的に検討していきたいのは、(2) 取り組み内容の「イ 地域課題の検討」の3つ。①②③を重点的に検討していきたいと思っています。①の「企業同士の障害者雇用についての座談会」ということで、障害者雇用で取り組んでいること、困っていることの情報共有ということ、具体的には、企業は障害者雇用のルール等がわからない、ツールを使って見える化ができるとよいという声があがっていて、ツール化の取り組みを進めていきたいと思っています。現在、雇用に積極的な3社の企業と、座談会という形で進めさせていただいております。昨年度はコロナ禍で座談会が進まなかった状況です。今年度はなんとか進めていけるようにしたいと思っています。また、具体的には見学会等々を開催させていただいて、その中で出た課題について検討していくような流れで進めていきたいと思っています。

②の「定着支援について 促進」につきましては、精神、発達障害がある方への就労支援として余暇活動が大変大切であり、悩み等を相談しやすい環境が求められています。ピア活動の充実も必要です。令和3年度より3年計画として、「自発的活動支援事業」を実施します。自発的活動支援事業とは、障害者や家族、地域住民などが、自発的に活動を行い、障害者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことを支援する事業です。

これについて、ピアカウンセリングに大変長けている神戸市ピアカウンセラーの方をお招きして、当事者とのグループトークを実施していきたいと思っています。年3回を予定し、8月7日に第1回を予定しております。これも、昨年度までは5名でやってまいりましたが、今年度は新しい参加者を10名加え、15名で行っていききたいと思います。

③の「就労系福祉施設及び相談支援専門員等の就労支援、定着支援のスキルアップの研修」につきましては、②との兼ね合いがありますが、このグループトークを今回3班に分けてやりますので、そこでの実績をデータとしてあげていただく形で提携していきたいと思っております。

継続実施としては、①障害者雇用の促進です。ハローワークと連携した取り組みを実施します。次に、②教育機関との連携強化です。特別支援学校に対する取り組みを継続して実施します。教育機関について、これまで就労部会が主となって進めてきましたが、今後はこども部会との協力のもと、進めていきたいと思っています。

続きまして、「こども部会」の報告をさせていただきます。資料2をご覧ください。

今年度のこども部会は、「切れ目のない支援のための各関係機関との連携の定着」を目的としています。昨年度よりこども部会では、障害や発達に凸凹がある児童の保護者が、ライフステージの変わり目や福祉サービス利用時に何度も同じことを伝えなくてはいけないという負担を減らすために、子どもの状況を記録していくことができる「サポートファイル」を作成しています。昨年度「サポートファイル」の愛称を募集し、応募いただいた中から、「～te to te～」（てとて）という名前に決まりました。

2の「今年度の取り組み」についてですが、このサポートファイル「～te to te～」（てとて）の普及活動です。昨年度事業者や実際に使用していただいている保護者へ、「～te to te～」（てとて）の書き方教室を6回開催させていただきました。今年度は昨年度の書き方教室で多く出た質問をまとめ、それを動画にし、動画サイトを利用して、自由に閲覧できるようにしていく予定です。より多くの方が「～te to te～」（てとて）を知り、記入していくことができるようにしていきたいです。

(2) 教育機関等への協力依頼、連携です。7月7日の校長会で、地域の学校へ「～te to te～」（てとて）や福祉サービスに関するアンケートの実施の依頼をしてきました。8月より地域の学校へアンケート用紙を配布し、回答をまとめ、そこで出た課題など今後協議していく予定です。就労部会の取り組み内容に、教育機関との連携強化という活動があるのですが、こども部会もそちらに参加させていただき、教育機関との連携を深めていきたいと考えております。

3は年間予定になります。斜字は実施済みです。9月は専門部会を予定しています。簡単ですが、こども部会の報告とさせていただきます。

それでは続きまして、「人材育成プロジェクト」の活動計画につきまして報告させていただきます。資料3をご覧ください。

「人材育成プロジェクト」の目的は、「人材育成の仕組みづくり」です。「人材育成プロジェクト」は、一昨年度まで活動していました「地域生活部会」の中で抽出された課題の中から人材の育成について取り上げて、任務期間3年というプロジェクトという形をとって活動しており、今年度は2年目となっております。市内障害福祉事業所の人材の育成や確保、そして豊川市全体としての職員の質の向上を図り、職員間の横の繋がりをなめらかなものとして情報共有等が円滑にできるような、障害福祉に従事する職員の人材育成の仕組みづくりを担っていきます。

「2. 取り組み内容」です。「ア 人材のスキルアップ」については、昨年度に引き続き新

人職員対象の福祉従事者初任者研修を開催いたします。下の※にもありますように、福祉従事者の就労定着と支援の質の向上を目的として、採用3年までの新人職員を対象とした研修会を昨年度より開催いたしました。昨年度は39名の参加者があり好評でしたので、継続して行っています。次に、「イ 人材確保に向けての取り組み」です。人事や採用担当者の意見交換会を開催し、採用や定着に関しての情報共有を行い、課題抽出や対応策を見出していきます。今月7月1日に開催して約20名の参加がありました。採用や職員の育成についての意見交換会を行っております。高評価でしたので、今後もなんらかの形をとって継続していきたいと考えております。

最後に「ウ 事業所連絡会との連携」です。事業所連絡会は、下の※2にありますように、事業所の種別毎に情報共有や資質向上等を目的として集まっている会です。現在は、ここに書いてあるように、グループホーム、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス、ちょい買い推進ネットワーク会議、短期入所、これらの連絡会があり、この連絡会と連携して、市内の事業所から情報共有を行います。そして、今立ち上がっていないのが通所の事業所、居宅介護の事業所で、これらの立ち上げについても尽力して、職員間の横の繋がりを確保することで人材の育成につなげていきたいと思っております。

3の年間スケジュールとしては、記載した通りです。今月の29日に専門部会の開催を予定しております。簡単ではありますが、「人材育成プロジェクト」の活動計画は以上です。

では次に資料4の「医療的ケア部会」について、報告させていただきます。よろしく願います。

医療的ケア部会は、多分野の関係者が集まり、医療的ケア児者、重症心身障害児者が安心して暮らすための情報共有と協議の場を設置することを目的に、平成31年度より開始し、今年で3年目を迎えました。

これまで、個別の事例から、就園、就学の問題、家族のレスパイトの問題、災害時の問題などの課題を共有しています。昨年度は医療的ケアの日中一時支援事業の見直しや、豊川市内の医療的ケア児者の実態把握調査を行ってきました。今年度に関しては、地域の医療的ケア児者の実態把握と関係機関との連携強化ということで、継続して個別の事例に寄り添い、社会参加のために必要な環境を考えるため多職種連携を図っていきます。ご存知の方もいらっしゃるかもしれませんが、今年の6月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が公布され、9月18日からその法律が施行されます。法律の中では、医療的ケアが必要なお子さんが、就園、就学を望んだ場合に、看護師等必要な人材を配置することでそれを実現することが責務という形になって、今回出てきています。ただ、この問題に関して、保育課、学校教育課だけが頑張ればよいということではなくて、実際に就園、就学を考える上では、これまで以上に多職種の連携を強化しながら、共に考えていくチームとして対応していけるようなことをやっていければと思います。

それに伴い、(3)に飛びますが、啓発・スキルアップ研修という企画を考えています。今

年度から、非公式ではありますが、実際に具体的な医ケア児を対象とした就園に関する検討会を開催しております。その中でもやはり人材の確保や、医療的ケアについてよくわからないという意見もあったので、知ってもらうことが大事ということから、福祉、医療従事者だけではなく、保育、教育関係者などもうまく巻き込みながら、医療職ではない支援員や保育士や教員などの方々を対象とした医療的ケアの入門的な研修や、看護師であっても医療職の方であっても、実際には医療的ケア児には接したことがない方々を対象とした、実践的な研修の企画をしています。

順番が逆になってしまっていて申し訳ないのですが、取り組みの(2)「災害時の対応、仕組みの構築」です。これは複数年計画であり、1年でやれることとは思っていませんが、継続してやっていきたいということで挙げさせてもらっています。

様々な障害を持った方の災害時の対応はこれまでも課題になっていて、自立支援協議会でも取り組んできており、ヘルプカードの作成や、避難所での過ごし方の啓発の冊子を作りました。今は「クライシスプラン」という、「何かが起きたときはどうする?」ということ想定して、いろいろと書き出しておくようなものも進めているのですが、医療的ケアがある方にはどうしてもそれだけでは情報が足りない部分があります。避難場所の確保以外にも電源の確保といった大きな問題があるので、それがイコール命に直結するという問題になってきます。そういったことから、クライシスプランだけではなくさらに詳細な災害時の個別支援計画の作成の必要性が見えてきていますので、そちらの作成を今年度進めます。原案はあるので、実際の内容を現状に即したものに検討しながら、直していきながら、使えるものにしていきたいです。それから、避難所や地域資源などの把握、確認もやっていければと思っています。

そして(4)の「当事者参加型の交流会、勉強会」です。コロナ禍ということも拍車をかけておりますが、24時間の呼吸器の医療的ケア児がいるお母さんたちはなかなか外に出る機会がなく、当事者交流が実際できていないことがありまして、今年度は可能であれば Zoomなどを活用して、オンラインで保護者交流のような企画をやりたいと思っています。先輩お母さんからの助言や、こんなものが役に立った、きょうだいにはこうして接しているなど身近な話や、逆に支援者も参加させてもらい、こういう場だから率直に聞きたい、制度について知りたいなど、ざっくばらんに話ができるような会を考えています。

そして(5)の愛知県や他市との連携に関しては、県の自立支援協議会の医療的ケア部会や圏域会議との連携、情報共有などをしていきながら、できれば豊川市からもこのような取り組みをしていること、このような課題があることを発信していけるようにうまく連携していければと思っています。

今年度は8月19日に第1回の医ケア部会を予定しており、主な内容としては医療的ケア児の就園の問題と、災害時についてなどを課題として開催させていただく予定です。「医療的ケア部会」からは以上です。

<副会長>

ありがとうございました。

先ほど、議題の2と3を併せてと申し上げたのですが、去年1年間書面開催だったということもあり、今の説明を聞いてまた次の話題に移ってしまうと、確認できないと困るような事項もあると思うのですが。今の議題2の部分につきましてご質問等がおありになるようでしたら、ご質問だけはここで一回区切ってお受けしようかと思えます。どうでしょうか。委員の皆さんでご質問がおありになる方は見えませんか。大丈夫ですか。

では私の方から、説明をいただいて聞き逃してしまった部分ももしかしたらあるかもしれませんが、何点か確認したい点があるのですが、聞かせていただいてよろしいでしょうか。

では、順番に。まず就労部会との関係で伺いたい点がございます。

まず企業同士の障害者雇用についての座談会ということで、3社と座談会をやるように準備をされている点と、見学会を準備されているということですが、6月の見学会が中止となったというのは今年度予定の見学会ですか。

<事務局>

はい、今年度の見学会です。

<副会長>

今年度の6月が中止になってしまったと。この代替で今後の見学会の予定はありますか。

<事務局>

今、コロナも収まってきているので、できれば7月か8月のお盆明けぐらいにしたいと思っています。

<副会長>

8月のお盆明けぐらいに。わかりました。ありがとうございます。

それから、就労支援の定着のスキルアップの研修ですが、令和2年度は中止だったのですが、今年度はいつ頃の予定ですか。③の「就労系福祉施設及び相談支援専門員等の就労支援・定着支援のスキルアップの研修」のところですか。

<事務局>

先ほどご説明した通り、②の就労定着支援についてというところと一緒に、グループトーク等を進めていきたいと思っています。

<副会長>

わかりました。ありがとうございます。

それから、こども部会の方で、昨年度の活動内容として支援学校への取り組みがあったのですが、今年度を見ると支援学校への取り組みという項目自体がないのですが、これはどこか別の部会に移ったのでしょうか。別の部会と連携させているのですか。

<事務局>

支援学校の方は、就労部会と一緒に。就労部会の資料1の(2)取り組み内容のウの②の教育機関との連携強化活動で支援学校に行くので、一緒に活動させていただきたいと思っています。

<副会長>

わかりました。ありがとうございます。

それから、「人材育成のプロジェクト」の関係なのですが。現在立ち上がっていない連絡会は、通所の事業所と居宅介護の事業所。この二つについて、今後立ち上げを検討したいということよろしいですか。

<事務局>

はい、そうです。通所とヘルパーの連絡会の立ち上げを検討しています。なかなか大変になるとは思っていますが、できれば立ち上げたいと思っています。

<副会長>

目処はどうですか。今年度中に立ち上げができるのか。どういうところに働きかけをしていくのでしょうか。

<事務局>

集まっていたきたい、ということをもまず一番に考えています。通所の事業所さんのサービス管理責任者や管理者クラスの方に、何らかの形で集まっていたいて、そこで立ち上げたいという説明会を行いたいと思っています。

また、ヘルパーがなかなか人材不足で、来てくださいといっても管理者の方も現場に出ていらっしやる状況なので、難しいと思っています。目処を立てるのは難しいですが、なんとかやっていきたいと考えています。

<副会長>

なかなか大変そうですね。わかりました。ありがとうございます。

最後の医療的ケア部会さんの関係で、(5)の愛知県や他市との連携の部分で。県の医療的ケア児の支援部会や、福祉圏域の会議との共有、連携していくということで。8月19日の医療的ケア部会というのは、この自立支援協議会の医療的ケア部会のことをおっしゃって

いますか。それとも県のものでしょうか。

<事務局>

8月19日は、豊川市の地域自立支援協議会の医療的ケア部会としての第1回の会を予定しています。

<副会長>

そうすると県の部会や、県の保健福祉圏域会議との共有、連携の機会は、どんな機会がありますか。情報連携などは。

<事務局>

県、それから圏域との連携につきましては、今日委員としてお越しになっております、地域アドバイザーがこの圏域の中におります。豊川市としては、アドバイザー、それから圏域会議の方に、この豊川市の情報を伝えさせていただきます。アドバイザーの方がその協議会やアドバイザー会議という形で、圏域からの課題を県全体で話し合う機会があります。東三河としては、どんどん県の協議会にも働きかけていきたいと思っています。

<副会長>

はい、わかりました。そのあたりは地域アドバイザーである委員の役割が重要となると思いますが、何かコメントはございますか。

<委員>

自分は県の協議会の委員にもなっていますので、こちらで出た意見については県の協議会にも発信していきたいと思っています。また、圏域での協議の場については東三河福祉相談センターと詰めているのですが、なかなか形ができないのが現実です。ただ自分としてはできれば、圏域会議の下部の組織という形で、南部圏域4市の医療的ケア児等コーディネーターの方や検討会のメンバーで、相互の情報共有。お互いどのような活動をしているかなどを共有できたらいいと思っています。それが現実的なのかな、ということイメージしています。以上です。

<副会長>

ありがとうございました。委員の皆さん、特にご自身に関わるようなことで、ご質問等もしあれば。よろしいですか。

<委員>

医療的ケア部会の検討部会で、(1)に実態把握というのがあるのですが。これはとても重

要だと思います。A市でもまだなかなか進んでいません。一昨年、県の方で全県の調査をしたのですが、個人情報というところで個人がなかなかわかりにくい。数的なものは捉えられるのですが、実態を見るには難しいと思います。そうすると、豊川市としてどのように実態把握するのか、方法等、内容について、お伺いできればと思います。

<事務局>

言われた通り、県の調査をベースにしています。東三河圏域という形で結果が出てきたので、豊川の実態としてはどうなのか、ということ調べたいという目的で行いました。実際には私自身（医療的ケア児等コーディネーター）が個人で関わっているケースや、訪問看護や、学校教育機関の方に確認を取るなど、いろいろなところに情報を確認させていただきました。すべての方の名前はわからず、特に学校などは、名前は出せないがこういったケアがある子はいるということで、どのようなケアの方が何人いて、年代別などの形でまとめさせていただいて、それを協議会の方でも発表をさせていただいています。

<委員>

医療的ケア部会ですが、2の(2)の緊急時（災害時）の対応のところでは、我々、市の民児協（民生委員児童委員協議会）でも、高齢者、障害者の方の災害時の要支援者のところで今、部会を立ち上げています。非常時の時にどのような取り組みをするのか。現在では個人的に要支援者の希望を出して、それに対する支援する人が決まっているのですが、支援する側も高齢になっています。なかなか現実的に支援できそうにない人が支援者になっている人もいます。その中でも、ここでいう医療的ケア児の方の情報が地域と共有できていればありがたいと思うのですが、民児協との情報共有は可能か聞きたいです。

<事務局>

医療的ケア児の災害時の個別支援計画については、部会の方で今後どうしていくのか検討して決めていくことになると思います。情報の共有の仕方は、全市的な取り組みの中の部分もありますので、今後どのような連携をしていくかは、市の方針も含めて検討していくことかと思っています。また民児協さんとの関係も、今後考えさせていただければと思います。よろしくをお願いします。

<副会長>

よろしくをお願いします。ここ数年代のうちに、災害時の要支援者の個別支援計画を法律的名もので義務付けられたので、その辺を少し進めさせていただいてもいいでしょうか。

<事務局>

今年度、災害対策基本法が改正になりまして、市町村に、災害時の個別支援計画を努めな

くてはならないということ。市町村がやっていかななくてはならないことになりました。その中で今後、市町村としてどのようにしてこれをしていくかは、今後必ず考えていくこととなります。クライシスプラン、災害時の個別支援計画も含めて、それぞれ相談員さんは相談員さんで必要と感じてやっていただける部分と、市町村がやらなくてはいけないこともありますので、うまく連携して取り組めたらと考えています。

<副会長>

そうすると向こう5年ぐらいのうちに、高齢者、障害がある方で、災害の時に支援が必要な方については、市町村が個別の避難計画を、個別の支援の計画を策定することが努力義務になったので、今、民生委員の方に要支援の名簿がいますが、その名簿をもう一歩進める形で個別の支援計画を策定することになっています。また、医療的ケア部会の方で決まった医療的ケア児の方の個別避難計画もそういうものとも合わせながら、最終的には地区の民生委員、防災組織等にも、計画をお渡しする形になっていくと思いますので、よろしくをお願いします。

その他どうでしょうか。関係するところで、各部会に対するご質問等はよろしいですか。

<委員>

こども部会の方で説明していただいていたサポートファイルの件ですが、大変よい取り組みだと思っています。昨年度の書面開催の書類を見させていただいたのですが、認知度を高めるための取り組み内容が書かれていたのですが、今年度はどういった取り組みをしていくのか。また、認知度がどのくらい広まって、対象者に対してどのくらいの割合で、サポートファイルに取り組んでいただいているのか測る指標的なものがあるかどうか確認させていただければと思います。

<事務局>

どのくらいの人が使っているのか、どのくらい書いているのかに関する資料は、今はありません。こども部会がファイルをお配りした事業所から利用者に渡してもらっています。何部渡した、というところが現状となっています。

周知に関しては、学校や専門部会などで、各事業所や学校などをお願いしてチラシを配っている状況です。まずは、学校の先生の情報も記載するようなサポートファイルのページもあるので、そこを書いてくれているのがどれくらいあるのかなどの集計は、この8月から行っていきたいと思っています。今後そのようなことも含めて、こども部会で繰り返し協議していきたいと思っています。

<委員>

今の件で言いますと昨年度秋と今年度、ついこの間ですね、校長会の方で話をしていた

いたので、学校には大分浸透はしてきていると思います。自分は、昨年度は小学校の校長をやっていたのですが、放課後等デイサービスの方からサポートファイルについてお願いしたいと相談を受けました。校長会で事前に聞いていて、それには協力をさせていただいた記憶がありますので、こういった連携が進むといいなと思います。

<副会長>

その他いかがでしょう。保育園、学校関係の連携、法的な改正による看護師の配置の義務化の関係なども踏まえて、もし関係するところでご質問等あればよろしいですか。

本日は活発な意見、ご質問がたくさん出て、委員の皆さんも今お話を伺う中でさらに認識も深まったと思います。それでは後程、またご質問やご意見をいただければと思います。時間の都合もありますので、次に進んで行きたいと思います。

次の議題3の報告事項について、事務局からよろしくをお願いします。

<事務局>

資料5 計画相談実績についてご覧ください。

新しい委員の方もお見えですので、計画相談について改めて説明させていただきます。障害のある方が福祉サービスを利用するには、「サービス等利用計画」が必要です。これは、本人を支援するための方針や解決すべき課題を踏まえて作成される、トータルプランのことです。「相談支援専門員」という資格を有する方が作成します。

豊川市において、福祉サービスを利用される方は相談支援専門員による計画相談に入っただけを原則としておりますが、ご自身やご家族が自らプランを作成することをご希望された場合には、計画相談ではなく「セルフプラン」という形でも受け付けています。

福祉サービスには大きく分けて、「障害者総合支援法」に基づくサービスと、「児童福祉法」に基づくサービスがあります。障害者総合支援法のサービスには、介護のサービスや、日中活動のサービスなどがあります。児童福祉法のサービスには、療育を必要とする児童のためのデイサービスなどがあります。

では、資料5の左側「障害福祉サービス等受給者数」の一番下の行をご覧ください。令和3年3月末時点での障害者総合支援法のサービスの受給者数は、1,412人でした。隣の列、「計画作成済み人数」も同じ数字となっております。相談支援専門員による計画相談、自ら作成するセルフプランを総称して「計画」と言いますが、すべてのサービス受給者がなんらかの形で「計画」を作成されています。このうちセルフプランの方は22人で、全体の1.6%でした。平成29年から30年にかけて、指定相談支援事業所への働きかけなどセルフプラン減少のための取り組みを行い、現在は概ね完了しております。

続いて、「④障害児通所支援受給者数」。こちらは756人でした。このうちセルフプランは421人で、全体の55.7%を占めています。昨年と比べ、セルフプランの率が上昇している状況です。児童については、半数以上がセルフプランです。ただ、お子さんの様子を把握でき、

必要な福祉サービスの調整などができるご家族さんももちろんお見えですので、一概にセルフプランだからいけないというわけではありませんが、年々増加する受給者数に対し、相談支援専門員の人員不足などが理由となり、セルフプランを選ばざるを得ないケースがあるのが現状となっています。

相談支援専門員を増やす取り組みのひとつとして、令和2年度には、相談支援専門員の資格取得のための「相談支援従事者初任者研修」の受講費用を全額助成する制度を設けました。今後も制度の周知を行い、相談支援事業への参入を呼び掛けていきます。また、その他、効果的な取り組みについても検討を継続していきます。計画相談についての報告は以上です。

続いて、資料6をご覧ください。障害者虐待通報件数及び虐待認定件数について報告します。福祉課では、障害者虐待防止センターとしまして、障害者虐待に関する通報や相談などを受け付けています。障害者相談支援センターと連携し事実確認などの調査を行い、虐待の認定や事業所への指導などを行っています。令和2年度の通報件数は25件でした。これらのうち、虐待として認定されたものは2件でした。施設従事者による身体的虐待が1件、性的虐待が1件でした。昨年度と比べ通報件数が若干増加した一方、認定件数は減少となりました。明確に虐待であるとは判断できなくても、その疑いがあるとしてご連絡いただくことが増えている傾向があります。このことから、虐待の可能性を少しでも感じたら通報・相談するという認識の定着が進みつつあるのではないかと考えています。不安の芽が小さなうちから介入できるよう、今後も虐待防止の普及・啓発に努めてまいります。虐待報告については以上です。

続きまして、(3)の地域生活支援拠点等につきまして報告させていただきます。次第の資料7をご覧くださいながら、お聞きいただければと存じます。よろしく願いいたします。

地域生活支援拠点等とは、グループホームや障害者支援施設などの居住支援事業と、地域相談支援などを担当するコーディネーターや、ショートステイといった地域支援機能を併せた表現であり、国の基本方針に、障害者等の重度化、高齢化や、親亡き後に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応しうる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応できるよう積極的に整備をすべきものとしてうたわれているものであります。地域生活支援拠点の整備につきまして、厚生労働省は、相談、緊急時の受け入れ、地域の体制づくり、専門的人材の確保、体験の機会。この5つの機能を担うこととしており、これらの機能を、1か所の施設に集約した形を「多機能拠点整備型」。複数の施設や事業所で網羅する形を「面的整備型」としています。本市においては、市内の関係機関のご理解とご協力のもと、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所が中心となり、複数の機関が分担して、地域生活支援拠点としての機能を担う「面的整備型」の拠点としての整備を、当時の一番の課題であった緊急時の受け入れ体制の確保の見込みや、その他の機能の目処も立ったことから、令和3年3月に障害者地域自立支援協議会運営委員会、全体会への報告をもって完了しました。なお緊急時の受け入れ体制の確保については、令和2年4

月1日より障害者等緊急一時受入事業を開始しており、令和2年度は実績がありませんでしたが、令和3年4月から14日間、親が亡くなり、身寄りがなくなった障害支援区分の認定を受けていない40代女性を、愛厚希全の里様に受け入れていただき、事業開始後初めての実績となっています。

今後も障害者等が安心して暮らし続けることができるよう、既存の社会資源を最大限活用することを前提に、障害者地域自立支援協議会を中心に、支援者間、事業所間の横の連携をさらに強固なものとし、地域一体となった整備を継続しより充実した形にしていくことができると考えております。

引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。以上です。

続きまして、資料8 豊川市障害福祉支援計画等について報告させていただきます。お手元の資料8をご覧くださいと「豊川市障害福祉支援計画」及び「豊川市障害児福祉支援計画」の記載がございますので、こちらの2つの計画について、報告いたします。

「豊川市障害福祉支援計画」及び「豊川市障害児福祉支援計画」は、障害者総合支援法に規定された「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に規定された「市町村障害児福祉計画」として、成果目標や今後の障害福祉サービス等の必要な見込量等を表すものです。

お示ししております、第6期豊川市障害福祉計画及び第2期豊川市障害児福祉計画については、従前の計画が令和3年3月末で満了となったため、今後予想される国の動向、社会状況、本市の現状、課題を踏まえて、さらなる障害者施策の充実を図るべく、令和3年度から令和5年度の3年間を期間として新たに策定したものになります。

両計画に定める事項については、資料にありますように、定期的に調査・分析および評価を行い、必要があると認めるときには計画を変更すること、また、その他の必要な措置を講じることとされており、この一連のマネジメント手法をPDCAサイクルと呼んでおります。

今回各管理シートについてのPDCAサイクルの詳細な説明については割愛させていただきますが、両計画において定めた目標、目標値をもとに、現在空欄になっている部分の実施、評価、改善を行うことで、本計画の推進を図って参ります。

計画についての報告は、以上です。

続きまして、第4次障害者福祉基本計画につきまして報告させていただきます。

本日の当日資料としてお配りいたしました「障害者福祉基本計画の概要版」と、概要版の一番後ろに、本編第5章を抜粋したものが付いておりますので、こちらをご用意いただければと思います。

平成28年から令和2年までの前回策定期間満了に伴いまして、今回新たに、令和3年3月に策定したものとなります。本市の障害者施策の充実を図っていくにあたり、こういったものを策定し、目標とするようなものです。今回、計画作成にあたりましては、法改正等大きな動きがなかったこともありまして、基本的には、前回の第3次の計画を基礎とし、作成

する時点での最新の情報を盛り込ませ、国が策定している第4次障害者基本計画の内容を参考にしながら、第3次基本計画をブラッシュアップしたような形のものを作成しております。計画の作成にあたりましては、外部の方を中心とした策定委員会、市役所関係部署から構成される検討部会、それから、障害者団体へのヒアリング調査やアンケート調査などを基にしております。

今回、変更のあった代表的な点につきましては、まず計画の名称を「障害者福祉計画」から「障害者福祉基本計画」に変更させていただいております。

先に説明いたしました「福祉支援計画」との名称がわかりにくいという話がありましたので、国に合わせて「基本計画」としております。

概要版の1ページめくっていただきまして、1ページ目の下段にありますように、計画期間を前回計画が5年でありましたところ、6年に変更しております。5年から6年に変更することにより、支援計画が3年に一度やっていくことになるので、2回に1回、計画期間を合わせることによって、実効性を高めるという意味を込めまして、6年という計画期間を定めております。

概要版2ページにございます基本理念ついて、新たに設定しております。それを推進するための柱として、前回計画の基本理念を推進していく形とし、計画推進の視点に国の視点を取り入れたことが、今回の大きな変更点となります。

時間の都合もありますので、詳しい説明は割愛させていただきますが、概要版3ページ以降、9つの分野において施策の方向性を明記し展開する構成にしております。構成が、前回計画と変更している点もございますが、前回計画の構成を基本にしまして、直近の法令を反映させる内容として、市の直近の施策や他の最新計画を反映させることを中心に各施策は修正しております。

また、細かな部分でいけば、各種制度名や施設名等、内容が変わっているものも多々ありますので、そういった点の修正や、表現の変更も行っております。

また、最後のページになりますが、本編の第5章抜粋をお付けしておりますが、前回計画では、分野10として、計画推進体制の整備として展開していた内容を、新たに第5章として章立てしております。計画の進捗状況の管理ということで、前回計画に引き続きこちら自立支援協議会で進捗状況の報告をさせていただきまして、いろいろな方に進捗状況の評価をしていただきたいと思いますので、またよろしく願いいたします。以上です。

<副会長>

ありがとうございました。

目標管理は事務局の方から説明がありましたが、委員の皆さんの方で、ご質問等ごめいすでしょうか。

<委員>

虐待防止の件数のところで、令和2年度の通報が25で、認定が2。認定が少ないことはいいことと思うのですが、残りの23についても、虐待認定をしなくてもきっとなんらかの不適切な支援があると思うのです。特に気になるのは福祉サービスの事業所なのですが。指導、そのあたりはどうされているのかお伺いしたいです。

<事務局>

認定をしていない不適切な支援についても通知を発出し、事業所に指導を行っております。不適切な支援があった場合にも、愛知県の障害福祉課の虐待担当の方に報告をしております。

<委員>

A市でも、やはり不適切な支援があった場合は改善報告を出していただいて、改善報告が不十分な場合は、何回も出していただいていることもあります。折角の機会なので、事業所の抑制にもつながりますので、事業所の不適切なことを修正していただければと思います。

<事務局>

豊川でも、改善報告までは出していただく形でやっていますが、正直なところなかなか改善が進まない部分もあり、どこまでやればよいかをテーマとして、疑問に思いながらやっているのが現状です。

<委員>

A市でも、モニタリングまでしなくてはいけないなという話が出ています。改善報告を出すだけではなくて、その改善が、きちんとやっているのかという所までやらなくてはいけないなという話も出ています。また、A市と情報共有しながら進めていければと思いますので、よろしくをお願いします。

<委員>

地域生活支援拠点についての説明の中で、面的整備が完了したという表現がされていますが、これ以上の取り組みをしないのか、目標を達成したということなのか、その辺がどうなのか。現在のいろいろな協力機関の中で、それ以上の事業所の協力を求めない。もう既に完了しているのか。その辺どうなのでしょう。

<事務局>

完了はしたものの、事業そのものは続くものです。5つの機能があり、すべてこれでよいとは思っていません。今後も、今必要なものを、順次よくしていくという意味合いで、続く

ものです。

<委員>

完了というものではないということですね。

<事務局>

そうですね。拠点を名乗るという意味での完了ではあるのですが、機能として足りているわけではありません。検証・検討は今後も続けていきます。

<委員>

ひとつ補足させてください。

愛知県の協議会でも、地域生活支援拠点の議題は出ておりました。愛知県の中でも、9割以上の市町村が面的整備。ほとんど面的整備です。一部、拠点と面的を合わせたものもありますが、ほとんどが面的整備で設置しましたと報告が出ています。ただ委員の中でも、作ったところがスタートであると。面的整備は特に、整備した以上、評価。相談、体験、緊急時の機能、専門的支援、体制の整備。ひとつひとつの項目について、やはり各市が責任をもって、評価をしていくことが大事となっています。恐らく県の方から、今後評価の在り方について、問い合わせが出てくると思いますので、そこを充実していただければと思います。よろしくお願いたします。

<副会長>

ありがとうございます。今、委員からご指摘があったように、最低限のものができたという認識でよろしかったですかね。わかりました。

他にはよろしいでしょうか。

私も伺いたいの、資料5計画相談の関係なのですが。その中の児童福祉法のセルフプランが、これを見ると30年の12月に50.2%ということで、ぐっと減ってきて50%ぐらいで。そこを切ってまた反転をしてきているのですが、理想としては50%ぐらいが適当なのか。もっと低い方がいいのか、いかがでしょうか。理想的には、もう少しやはり減らしていきたいと言った方がいいのか。

<事務局>

何%がよいのかはわからない部分があります。ただ、親御さんを含めて自分たちで計画を立てられるのであれば、その方はセルフプランでよいと思っています。そうでないのであれば、やはり計画相談が入った方がよいとは思っているのですが、現状、相談員の数足りていない状況にありまして、なかなかこの数が減る見込みが立っていないのが現状となっています。ですので、相談員を増やす取り組みについて、引き続きやっていかなくてはいけな

いと強く認識しています。

相談支援専門員が本当に不足している問題については、基幹センターとしても力不足は感じています。児童の分野については、全国的にもセルフプランが多いという状況と、豊川の場合は、この表でもそうなのですが、この制度が始まった当初はまず大人から進めていこうという動きがありまして、ひとまず誘導的に「相談員がいないので、申し訳ありません。」ということで、児童についてはセルフプランからスタートした経緯があります。現段階では、必要な方については相談員をつけていくということをしているのですが、一度セルフプランで作られたご家庭は、継続の場合は引き続きこの形でとなります。なかなか顕在化してこないことがあります。この点については、何%までというわけではないのですが、やはりもう少しより細かく相談支援ができるためには、引き続き相談支援専門員を確保しながら、進めていく必要があると思います。なんとか他市の状況も含めて把握しながら、相談支援専門員を増やしていくことを考えていきたいと思っています。

<副会長>

わかりました。それに関連してなのですが相談支援専門員の養成という部分で、相談支援専門員さんを養成するのに、どのような資格、どのような方を、どれだけの期間で養成ができるのか、教えていただきたいけるとありがたいです。

<事務局>

こちらの方は、ケアマネージャーとは圧倒的に違っていることがあります。ケアマネージャーも、もちろん経験値があつて資格試験を受ければ、ある程度個人で資格が付きます。例えば、他の市、他の県で受けていた方も、ケアマネージャーをやりたい方は比較的になりやすい、というのがあるのですが、相談支援専門員については経験年数です。経験年数については、資格を持っているか否か、相談の仕事をついていたかによって3年、5年から10年。それぞれあります。それくらいの年数があつてその上で、今までで言えば、各市から推薦を受けて県の研修を受講して、資格が付与されます。3年前から愛知県では県社協が委託を受けており、研修体制は有料化されるとともに比較的受けやすい形にはなっているのですが、ただこれも誰もが受けられるものではなく、相談支援事業所に所属している方、明らかに相談支援事業所に務める方が対象となるので、簡単になりたい方がなれるわけではなく、そのあたりのところも養成の難しさがあるかと思っています。

<副会長>

ちなみに、去年はどれくらい養成ができたという数字は持っていますか。最近の状況でどれくらいこの養成ができていますか。

<事務局>

愛知県内では300名ほどが、相談支援従事者初任者研修を受けられました。豊川の中では約10名の方が受講されています。実際その中でも数名、今年度から始めていただいています。半分以下です。10名はとってはいただきましたが、2、3名の方が4月から始めている状況になります。

<副会長>

地道に養成していかないと、なかなか難しいのですね。わかりました。ありがとうございます。

それから資料5に関して、障害福祉サービスの受給者数が、令和2年3月末と3年3月末だと伸びが結構大きい感じがするのですが、これは何か要因がありますか。障害福祉サービスの方だと100人以上増えていますね。障害児の通所支援の方でも、100人はいかないですが、80人程。例年よりも増え幅が大きい感じがしますが、何か要因はありますか。

<事務局>

傾向として、毎年、手帳の所持者数が伸びています。特に精神手帳の方の所持者の数が増えている状況ではあります。今年度、特別増えている要因はわからない部分ではありますが、年々福祉サービスをご利用している方は、手帳の数が伸びるにつれて増えているので、おそらくそういった要因ではないかと推測されます。

<副会長>

主に、精神障害の方が多い印象ですかね。

<事務局>

数制的な補足ですが、療育手帳をお持ちのお子様については、療育手帳をお持ちの方については、年間100人から150人ずつ増加しているのが現状です。精神手帳については、年間150人から200人ずつ増えているのがここ最近5年くらいの現状になりますので、そういった状況も踏まえながら、検討していく必要があると思っています。

<副会長>

精神障害の方が、手帳の取得が進んできたことと。療育も、いろいろな見守り等で発見などがきめ細かく進んでいるということですかね。わかりました。ありがとうございます。

私ばかり聞いて申し訳ないのですが、先ほどの虐待のことにに関して、資料6の件なのですが。まず認定件数を見ますと、30年に10件あったものが、令和2年は2件ということで。グレーな部分もあるのかもしれませんが、認定件数が大幅に減っているのですが、何か要因はありますか。

<事務局>

最近の傾向としては事業所からの通報が多いです。その中で、明確に虐待とまでは言えないケースが多く、不適切な支援ということでの取り扱いが現状増えているので、そういった要因で認定件数が減っているのではないかと感じています。

<副会長>

通報自体が、この表を見ると、30年から一気に増えている気がしますが、29年から30年は何か特徴的なことがあったのですか。

<事務局>

基幹を始め、研修等、いろいろなところへの周知が進んできた結果、通報件数が増えているのではないかと考えています。

<副会長>

はい、わかりました。先ほど、委員からおっしゃいましたが、それと事務局でも言いましたが、通報があることが自体は、関心があるということで、いいことではないかと思えます。最終的に認定件数が増えなければいいかなと思いました。わかりました。

あと、私も福祉部の次長として。先ほど事務局の方から、豊川市の「障害者福祉基本計画」、それから「障害福祉支援計画」について説明はありましたが、名称がこれまで「豊川市障害福祉計画」、「豊川市障害者福祉計画」ということで、者が付いているかいないかだけの違いで、われわれの方でもどっちがどっちかわからない部分があったので、今度、この計画を立てるにあたっては、計画のサイクルも合わせるので、名前がわかりやすい方がいいということで、障害福祉の施策に関する計画は、「福祉基本計画」。サービスに関する計画は、「福祉支援計画」という形で、わかりやすくさせていただいたつもりでございます。そのあたり、委員のみなさんにも、ご理解いただければと思っております。

質問は他にはよろしいでしょうか。

議題2に関して、まず説明を聞いて、質問、疑問に思う点については回答してもらった訳なのですが。議題2と3合わせてのご意見、ご感想でも結構です。それから、改めての質問でも結構なので、最後にもう一度ご出席の皆様おひとりおひとりから、ご意見、ご感想、ご質問、順番にひとり1分程度になるかもしれませんが、もしよろしければ発言していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<委員>

はい、昨年度からこの委員になっているのですが、そのあと、コロナの関係で対面ではできず、今回初めてこの会に参加できました。我々民生委員として、いろいろと感心のあることがテーマになっておりまして、改めて、皆様方の努力をされていることを再確認したとこ

ろです。またこれからもよろしく願いいたします

<委員>

はい。豊川の協議会は、すごく丁寧に活動されていると思います。内容もすごく充実してきていると感じております。アドバイザーとしては、豊川さんのいい取り組みを他の市町村に報告させていただき、また、他の市町村の取り組みなどを、こちらの方で還元できるようなパターンにできるようになればよいと思っていますので、今後ともよろしく願いします。

<委員>

ありがとうございました。感想とお知らせを2点、お話しさせていただきます。学校の現場は異質で孤立しているのかなと思っているのですが、今回この話を聞いて、実は子どもたちと保護者は大分あたたかい環境で、うらやましいというのはおかしいのですが、ありがたいと感じました。県の方針で校務補助員を今年から、県立、特別支援学校、高校で雇ってくださいということで、今年度から本校も1名、障害のある方を雇うことになりました。お力添えいただいたこともありますので、ありがとうございました。そのような形で進んでいることと、あと1点。こちらの「基本計画」の方にスポーツということが載っていましたので、豊川市の本校20年くらい前の卒業生になる者が、パラリンピックの1500mの代表で、また出場することになります。3回連続ということで。特別支援学校では、県下4名の卒業生が出場するというので、また応援していただけるとありがたいのでよろしく願いします。以上です。

<委員>

本日は代理で出席させていただきました。どうもありがとうございます。

私は保健所に来る前に、地域の方で来させていただいていたこともありまして、地域の方で大切なことは、地域で福祉に携わっていただく方の定着や、新たに入っていた方が楽しく定着していただくことが大事と思っています。人材育成プロジェクトの方で、福祉従事者の初任者研修の方も取り組まれているのですが、そういったことをしていただく中で、福祉従事者同士の顔の見える関係や、悩みごとの相談など、できていくことが、とてもいいことだと思います。またさらにこういった方も、進めていただければよいかと思っています。今日はありがとうございました。

<委員>

お疲れ様です。各部会の方々が、いろいろな課題を持ちながら、それに向けて一生懸命やっていたらという感想を持ちました。子ども健康部というところも部会と強いつながりがあって、豊川市としましては、この6月から御津で、児童発達相談センターの通所

事業を始めることができました。気になるお子さんを今5人受けていまして、定員は10名なので、またそういうことがあれば年々増やしていければと思います、一生懸命やっています。事業開始前の現場しか見えてないのですが、少し覗きにいかがかなと思っています。いろいろな事業所、いろいろな教育も見たいと思いますので、よろしくお願いします。

<委員>

ありがとうございました。とても自分にとって勉強になった時間になりました。ありがとうございました。

「障害者福祉基本計画」のところに、「一人ひとりの人権を尊重し、誰もが自立し、共に生き、社会参加しやすいまちづくり」とあるのですが、まちづくり、学校づくりというのですかね、自分たちも、そういった学校を目指して作っていかなくてはいけないと改めて感じました。学校教育で言いますと、先ほど何回も話題に出していただいたサポートファイルですね。これで始まって1年です。先ほど委員さんもおっしゃってくれたのですが、どういった成果が上がるのか。どれくらいの方が持っているのか。やはり気になるのが正直なところ。先日も校長会でとても気合いを入れてお話をしてくださったので、それにぜひ応えたいと思っています。でもとても楽しみで、自分たちとしても、保護者の方が今までどれくらい療育に関わってきたのかを見ることができ、そこには、おうちの方の願いも伝わってくるし。これで1学期が終わり、懇談会があり、担任の先生から聞いた内容をうれしそうにサポートファイルに書き込むおうちの人の姿も想像すると、うれしいサポートファイルになると思っています。サポートファイルがきっかけでつながりが太くなり、それが子どもの幸せにつながると思いますので、そういった風に生きていくといいなと思いました。ありがとうございました。

<委員>

お疲れ様でした。去年は書面会議ということで資料を見直させていただいたのですが、その中の資料で去年の1回目、2回目についても、委託相談支援事業の実績報告が付いていました。それがなんとなくイメージ的に、これだけ豊川で相談があるということの認識を持っているいい資料と思っています。今回資料が付いていなかったのも、ぜひ次回以降、どこの時点で切ってもらってもいいので、実績報告の数字を見せていただければと思います。それもまた、私ども社会福祉協議会の方でも基幹相談支援センターも持っているのも、自分のところの事業報告書で数字は見ていますが、他の委員さんにも見えるように。基幹相談支援センターでも相談実績がどれくらいあるのかも、資料で提示できるとよいかと思いますので、よろしくお願いします。

<副会長>

ありがとうございます。会長、いかがですか。何かありますか。

<会長>

私は、皆様の応援のもとに、会長の席に座らせてもらっています。皆様、どうもありがとうございます。

<副会長>

ありがとうございました。

さまざまなご意見をいただきまして、誠にありがとうございます。今回、報告について、書面開催が3回続いたということで、敢えて細かく質問等もさせていただいたこともあります。予定の時間も若干過ぎていますが、ご協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは、報告事項については以上となりますので、進行を再び会長にお返しいたします。ありがとうございました。

<会長>

ありがとうございました。

続きまして、他のテーマについて何かありますか。ないようでしたら、これにて、本日予定されていた議題をすべて終了させていただきます。引き続き事務局から連絡をお願いします。

<事務局>

次回の全体会につきましては、来年の3月30日13時30分を予定しております。また、本日の議事録につきましては、後日送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

<会長>

長時間にわたりましてご参加いただき、ありがとうございました。本日の会議については、これで終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

<全員>

ありがとうございました。